府　令

○内閣府令第二十一号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ラ　略］ ム　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第二項に規定する者をいう。） ［二・三　略］ （建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　略］ 七　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画に関すること。 ［八～四十二　略］	（金融監督課の所掌事務） **第二十四条**　金融監督課は、次に掲げる事務（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一　次に掲げる者の監督に関すること。 ［イ～ラ　同上］ ム　認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十六条第二項に規定する者をいう。） ［二・三　同上］ （建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～六　同上］ 七　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画、異分野連携新事業分野開拓計画及び経営力向上計画、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画及び地域産業資源活用支援事業計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画並びに産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画に関すること。 ［八～四十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

省　令

○文部科学省令・原子力規制委員会規則第二号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十六日

文部科学大臣　柴山　昌彦

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務運営等に関する命令（平成二十四年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　機構法第十六条第八号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十五号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日

農林水産大臣　吉川　貴盛

水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等） **第八十七条**　法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金	（新たな事業分野を開拓する会社の範囲等） **第八十七条**　法第百条の三第一項第五号の新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金